

高知大学さきがけ志金専門部会要項

平成 23 年 10 月 26 日
規則 第 34 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号

(設置)

第 1 条 高知大学さきがけ志金規則（平成 23 年規則第 33 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項に基づき、高知大学さきがけ志金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 募金推進専門部会
- (2) 事業推進専門部会

(審議事項等)

第 2 条 前条各号の部会の審議事項及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	審議事項	委員
募金推進専門部会	(1) 高知大学さきがけ志金の募金活動の推進に係る具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 運営委員会から付託された事項 (3) 部会長が必要と認めた事項	(1) 学長が指名する理事 1 人 (2) 学長が指名する職員 若干人 (3) その他部会長が必要と認めた者 若干人
事業推進専門部会	(1) 高知大学さきがけ志金を供して行う事業の推進に係る具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 運営委員会から付託された事項 (3) 部会長が必要と認めた事項	(1) 学長が指名する理事 1 人 (2) 学長が指名する職員 若干人 (3) その他部会長が必要と認めた者 若干人

- 2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 第 1 項の表に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 3 条 部会に、それぞれ部会長を置き、第 2 条第 1 項の表に規定する委員欄の第 1 号の理事をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を主宰する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第4条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 部会に関する事務は、広報・校友課が担当する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要項は平成23年10月26日から施行する。

2 この要項の施行の日において、第2条第1項の表の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日規則第119号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第114号)

この規則は、平成25年3月27日から施行する。

附 則 (令和元年8月23日規則第27号)

この規則は、令和元年8月23日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第104号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。